

訪問看護ステーション 桂 運営規程

事業の目的

第1条 医療法人桜桂会が開設する訪問看護ステーション 桂が行う指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めステーションの看護師その他の従業者が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態か要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

運営の方針

第2条 疾病、負傷等により、地域において継続して療養をうける状態か要介護者、要支援者にある者であって、かかりつけの医師が必要と認めた者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。この事業は地域での生活の中で生じてくる困難に対する具体的な関わりを通して、精神症状をもつ人や要介護者、要支援者に安心感を届け、周囲の人々との繋がりをもちながら、地域で生活していけるように支援する。

- 2 指定訪問看護の提供に当たって、要介護者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図り、快適な在宅療養が継続できるよう支援する。
- 3 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 訪問看護事業を、医療法人桜桂会の他の事業とは独立して位置づけ、人事・財務・物品管理等に関しては、管理者の責任において実施する。
- 5 訪問看護事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 6 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。
- 7 緊急の出来事にも柔軟に対応できる体制を整備する。

事業所の名称等

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 訪問看護ステーション 桂

所在地 〒484-0094

犬山市大字塔野地字大畔 10 番地（犬山病院 1 階）

職種、員数、職務内容

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

①管理者 1名

管理者は、所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応をするなど、適切な事業の運営が行われるよう総括し、自らも訪問看護の提供に当たる。

②看護職員等 看護師 2.5名以上（常勤換算）

看護職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

営業日及び営業時間

第5条 訪問看護ステーションの営業時間は、医療法人桜桂会就業規程に準じて、定めるものとする。

- ①営業日 月、火、水、金、土曜日 ただし、国民の祝日、医療法人桜桂会で定められた休日を除く。
- ②営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③営業時間外の訪問看護については、別途定め、対応する。

訪問看護の提供方法

第6条 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

- ①利用者がかかりつけ医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、看護師等が利用者を訪問して、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- ②利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように助言する。
- ③利用者に主治医がいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言する。あるいは訪問看護ステーション 桂から、地区医師会に調整を求めて対応する。

訪問看護の内容

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- ①病状・障害・全身の状態の評価・援助
- ②精神状態・服薬（残薬）の状況の確認・評価・援助・必要な情報提供・連携
- ③日常生活状況の評価・援助
食生活・清潔・睡眠・生活のリズム・部屋の整理整頓・金銭管理・その他
- ④対人関係・社会参加状況の評価・援助
家族・地域・学校・職場・その他
- ⑤家族指導・援助
- ⑥褥創の予防と処置
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の助言
- ⑨その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

緊急時における対応方法

第8条 緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して訪問看護を開始することとする。

- 2 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、地区医師会の連絡を得、必要な処置を講ずるものとする。
- 3 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者に報告しなければならない。

利用料

第9条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 訪問看護を開始するにあたりあらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

通常の事業実施地域

第10条 通常の事業実施地域は、犬山市、江南市、小牧市、大口町、扶桑町の区域とする。

虐待の防止のため措置に関する事項

第11条 訪問看護ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 訪問看護ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問看護ステーション職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 訪問看護ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 訪問看護ステーションにおいて、職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

非常時災害対策に関する事項

第12条 訪問看護ステーションは、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、市町村や医療法人桜桂会が運営する病院、各事業所と連携し、協力することができる体制を構築するよう努める。

相談・苦情対応に関する事項

- 第13条 訪問看護ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
- 2 訪問看護ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

事故処理に関する事項

- 第14条 訪問看護ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速かに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 訪問看護ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 3 訪問看護ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速かに行う。

その他運営についての留意事項

- 第15条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、質の保証ができる業務体制を整備する。職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人桜桂会が定めるものとする。

附則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

改訂経緯

この規程は、令和8年6月1日から施行する。